

## 8. 推奨工場の基準

種別	番号	要 目	車体整備 作 業	備 考
要員	1	工員数	2人以上	車体整備作業に従事する工員数
	2	整備士数	1人以上	工員の内の車体整備士数
作業場等	1	屋内現車作業場	50㎡以上	現車についての車体整備作業を行う場所のみとし、最低1両分の塗装作業場を含み、その他の作業場、点検作業場及び洗車場を除く。
	2	その他の作業場	8㎡以上	機械加工・木工等の各作業場
	3	車両置場	18㎡以上	屋内、屋外を問わない
	4	点検作業場	30㎡以上	屋内
	5	洗車場	18㎡以上	
洗車設備	1	洗車設備	○	水道栓等
板金用機器	1	フレーム修正機及び車両保持台	○	
	2	板金用油圧機器	○	ポートパワー等
	3	アーク溶接機	○	
	4	スポット溶接機	○	ガスシールド・アーク溶接機を保有していれば無くても可
	5	ガス溶接機	○	
	6	板金定盤	○	
	7	板金工具一式	○	
	8	サンダ	○	
	9	ポリシャ	○	
	10	ポータブル・グラインダ	○	板金用のもの
	11	一般工具一式	○	
塗装用機器	1	エア・コンプレッサ	○	
	2	塗装機器	○	スプレーガン等
	3	塗装乾燥装置	○	赤外線、ガス等の強制乾燥機 (250W×12灯クラス以上)
測定器等	1	フレーム・センタリング・ゲージ	○	
	2	トラッキング・ゲージ	○	
	3	き裂点検装置	○	

○印は、その事業場の作業に必要な数量及び機能を保有していなければならないことを示す。